

# 服 務 規 程

## 《 目 次 》

第 1 章	総 則	1 ページ
第 2 章	運行管理関係	2 ページ～3 ページ
第 3 章	乗務員の遵守事項	4 ページ
第 4 章	事故防止	5 ページ～8 ページ
第 5 章	車両愛護と点検整備	8 ページ
第 6 章	経費節約	8 ページ～9 ページ
第 7 章	乗務員のマナー	9 ページ

***Nikko***  
**グループ**

株式会社 エーアイエム

# 服 務 規 程

株式会社 エーアイエム

平成 30 年 3 月 1 日

統括運行管理者 小林智

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この規程は、当社の行う運送事業に関し、運行の安全を確保するために必要な乗務員の服務に関することについて定める。

### 第2条 (規律の遵守)

乗務員は、関係法令その他規程達示類のほか、この服務規則を遵守しなければならない。

### 第3条 (定義)

この規程で、乗務員とは、次に掲げる者とする。

1. 運転者 事業用自動車に乗務するもので、運転者として選任された者
2. 助手 運転者と同乗勤務し、その補助を行う者

### 第4条 (職責と任務)

乗務員は、自己の職責と任務の重要性を自覚し、健全なる心身の保全に努め、同僚との和を図り明朗なる職場づくりに心掛けなければならない。

### 第5条 (出勤)

定められた出勤時刻を厳守し、無断欠勤はあってはならない。遅刻早退等も就業規則に定める事項を厳守し、無断での遅・早退等は絶対あってはならない。

### 第6条 (酒気を帯びての就業禁止)

勤務時間中の飲酒はもちろん、酒気を帯びた状態で就業してはならない。また、勤務時間外においても、勤務時に影響の残るほどの飲酒をしてはならない。

### 第7条 (車両の無断使用禁止)

乗務員は、運行管理者又は責任者の許可なくして、車両を無断で運転してはならない。また、運転免許の資格のない車両を運転してはならない

## 第2章 運行管理関係

### 第8条 (運行管理の監督・指導)

乗務員は運行管理者（運行管理者のいないところは責任者）の監督・指導を受け、また所定の報告を行い運行の安全確保に努めなければならない。

### 第9条 (日常点検)

運転者は、乗務開始前に所定の日常点検票により、車両の点検を行い、整備管理者に点検結果を報告し確認を受けなければならない。

### 第10条 (運行記録紙の着装)

運転者は、運行記録計の備え付けのある車両については、乗務前点呼前に必ず記録紙を着装し作動の確認を行わなければならない。

第11条 (備品等の確認と携行) 乗務員は、乗務前点呼を受ける前に次の備品等の携行を確認しなければならない。

- (1) 自動車検査証
- (2) 運転免許証
- (3) 自動車損害賠償責任保険証明書
- (4) 定期点検整備記録簿
- (5) 非常信号用具、応急用具
- (6) 車止めその他安全運行及び作業に必要なもの（冬期にあつては特にタイヤ・チェーンの携行）

### 第12条 (乗務前点呼)

乗務員は、乗務開始前に運行管理者の点呼を受け、次の報告を行い、また、運行の安全に必要な指示を受けなければならない。

- 1 所定の場所において、服装及び姿勢を正し運行管理者に正対して受けるものとする。
- 2 乗務員が報告すべき事項
  - (1) 心身の状況（病気、疲労、飲酒等）、その他の理由で安全運転をすることが出来ないおそれのあるとき（休暇又は乗務に支障のある場合は、出来るだけ早目に必ず届け出ること。）
  - (2) 車両の状況（特に、日常点検の実施結果又は携行品等の確認状況）
  - (3) 運転交替の予定
- 3 運行管理者から指示を受ける事項
  - (1) 乗務員の任務について（運行経路及び運行上の注意事項等）
  - (2) 運行する地域の道路交通、気象状況等
  - (3) その他安全運行上特に注意すべき事項

### 第13条（乗務後点呼）

乗務員は、乗務終了後速やかに運行管理者の行う対面点呼を受け次の報告を行い、また、その指示を受けなければならない。

#### 1 乗務員の報告すべき事項

- (1) 任務遂行の状況
- (2) 車両及び乗務員の状況（特に疲労状況）並びに事故及びその処置の状況
- (3) 運行した地域の道路、交通、気象状況等
- (4) 乗務記録（運転日報、運行記録計のチャート紙）、その他業務上必要な文書及び返納すべき携行品等の提出
- (5) その他安全運行上必要と認める事項

#### 2 運行管理者から指示を受ける事項

- (1) その他安全運行上必要と認めた事項

### 第14条（中間点呼）

乗務員が途中営業所に立ち寄った時の報告並びに運行管理者から受ける指示事項は、前条に準じて行わなければならない。

### 第15条（出先点呼）

長距離運行等、遠隔地において乗務が終了又は開始する乗務について、乗務員は到着地又は指示された日時、場所から電話等により運行管理者の行う点呼を受けなければならない。なお出先点呼を受ける要領は乗務前、乗務後点呼に準ずる。

## 第3章 遵守事項

### 第16条 (遵守事項)

運転者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運輸規則に定める運行前点検をし、又はその確認をすること。
- (2) 旅客の現存するバスの運行中、当該車両の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに運行を中止すること。
- (3) 坂道においてバスから離れるとき、及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
- (4) 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
- (5) 乗降口の扉を閉めてから発車すること。

### 第17条 (禁止行為)

乗務員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の規定により、持込みを禁止された物品を旅客の現存するバスの車内に持ち込むこと。
- (2) 酒気を帯びて乗務すること。
- (3) 車内で喫煙すること。
- (4) 運行時間前に発車すること。
- (5) 旅客の現存するバスの走行中、職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をすること。

### 第18条 (秩序維持)

乗務員は、旅客がバスの車内において法令の規定又は公の秩序若くは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより運送の安全を確保し、及びバスの車内の秩序を維持するように努めなければならない。

# 第4章 事 故 防 止

第19条 (事故防止)

乗務員は、事故防止に関し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乗務員は、常に摂生休養に努め健康を保持し、運行の安全確保に努めること。
- (2) 日常点検の確実な実施を行い運行の安全確保に努めなければならない。
- (3) 運行中は、異音、異臭及び計器類の状態に注意し重大な故障を発見し、又はその発生の恐れがあると認めた時は、直ちに運行を中断し適切な処置をとること。
- (4) 交通諸法規の遵守（法規をよく知り、よく守る）
- (5) 安全速度の保持（車両、道路、交通、視界、技量、心身等の状況に応じた安全速度の保持）
- (6) 居眠り運転の防止（摂生、休養に留意し、特に適当な運転交替の実施）

特に運転中次の症状が2つ以上あらわれたときは、居眠りしやすくなっているので、早目に車を止めて気分の転換を図るか、仮眠をとるなど居眠り防止の処置を講ずること。

- ア 眼がしょぼしょぼして必要以上にまぶしく感じる。
- イ まぶたが、びくびくする。
- ウ 視界がぼんやりする。
- エ 生あくびがでる。
- オ まばたきが多くなる。
- カ じっとしていられず運転台であちこち尻を動かす。
- キ 肩がこる。

(7) 安全確認の励行

安全確認を確実にを行うために次表の喚呼要領に基づき運転するように努めること。

喚呼要領（無事故のために）				
喚呼時機		元気のある発声を		
発車		右よし、左よし、発車	喚呼時機	元気のある発声を
交差点		一時停止、右よし、左よし	横断歩道	歩行者注意
		し	一時停止	一時停止
信号	青色	減速進行	徐行	徐行注意
	黄色点滅	徐行注意	制限速度	制限〇〇
	赤点滅	一時停止	踏切	踏切停止
裏通り	飛び出し注意	通過オーライ		

(8) 踏切を通行するときは、次の事項を守り運転すること。

- ア 踏切では踏切警手や信号機、警報機等の施設の有無にかかわらず一旦停止し、左右および前方の安全を確認すること。
- イ 停止する位置は、踏切の境界線のやや手前とし、境界線のないところでは線路との

間隔を十分あけること。

- ウ 複線以上の場合は、一方の列車が通過した直後に踏切内に入らないこと。
- エ 踏切内に入るときは、踏切内で立往生しないよう踏切の反対側に自動車の入る余地ができてから車を発進すること。
- オ 踏切内では変速操作を行わずローギヤで一気に渡ること。
- (9) 車両が踏切内でエンスト、車輪の踏みはずし等のため進行不能となったときは次の方法により踏切の進行に支障のあることを列車の運転者に知らせたのち、踏切脱出の方途を講ずること。
  - ア 最寄りの踏切警手、又は駅に連絡する。
  - イ 踏切非常ボタンがあるときは、そのボタンを押す。
  - ウ 車両備え付けの信号炎管、赤旗で直接進行してくる列車に合図を送ること。この場合には列車の進行してくる方向に対し、できるだけ近づき合図をすること。
- (10) 坂路において、車両を離れるときはハンドブレーキをかけるとともに車止めをすること。
  - (11) 非常信号用具、消火器の取扱いに熟達していること。
  - (12) 助手は次の場合においては、必ず下車し安全を確認し誘導すること。
    - ア 見通し不良の踏切道を通過するとき
    - イ 後退又は退避のとき
    - ウ 道路幅が車幅一杯のとき
    - エ その他運転手が必要と認めたととき
  - (13) 高速道路において運転する場合は、特に次の事項を守ること。
    - ア 速度規制がなされていない場合にあつては、本線走行時の速度は、80 km/hとする。なお、流入ランプ、流出ランプ、取付道路では、40 km/h以内とする。
    - イ 追越しは、原則として行わないこと。
    - ウ 車間距離を十分とること。
    - エ 走行車線を確実に守ること。
    - オ 常に他車の運転状態、合図に注意し、特に後方の安全を確認すること。
    - カ 曲線道路、トンネル内、下り坂では、その状況に応じた安全速度で運行すること。
    - キ 急ブレーキ、急ハンドルはしないこと。
    - ク 雨天、濃霧の場合は、その状況に応じた安全速度で運行すること。特にハイドロ・ブレーニング現象に注意すること。
    - ケ 降積雪、凍結箇所では、次の点に注意すること。
      - (A) 必ずチェーンをつけること。
      - (B) 追越しはしないこと。
      - (C) 急加速はしないこと。
      - (D) 速度は規制標識、標示板に従うこと。
      - (E) 規制された低速運行でも、車間距離を十分とること。
      - (F) 昼間でも、フォグランプ及び車幅灯を点灯すること。
    - コ 最低速度以下になるときは、登坂車線を走行すること。

- サ ラジオ装着車は、その情報に注意すること。
- シ 窓から絶対に物を捨てないこと。

## 第20条 (危険の予測)

運転中は周囲の状況に応じて先を読み常に危険を想定し、ハンドルやブレーキの急操作をしなくても、危険に対処できる速度と方法で運転するよう心掛けなければならない。

(注)(1)「安全は確認し」、「危険は予測する」ことこそ正しい状況判断の前提である。

(2) 危険が予測できる状態とその運転方法

(例)

イ 道端の老人、子供

いきなり車の前に飛び出すことがあるので、行動に注意し徐行すること。

ロ タクシー

急ハンドルやブレーキをかけることが多いので車間距離を多めにとり接近しすぎないこと。

ハ 自転車乗り

急に曲がったり、よろけたり、予測できない行動をすることが多いので、動きに注意し並進をさけ、追越し、追抜きをするときは2m以上の間隔をあけるか、徐行すること。

## 第21条 (事故の処理)

乗務員は、車両運転中万一事故が発生し、負傷者の発生又は物を損傷したときは、迅速、適切な処置を行い被害が拡大しないように努めなければならない。

### 1 交通事故の処置

(1) 交通事故の応急処置は次によること

ア まず第一に人の救護を行う

イ 道路交通における危険防止(併発防止)を図る

ウ 最寄り警察に届け出て実地検証を受ける

エ 事故原因の確認に役立つ資料の保存と取得に努める

オ 運行継続の可否

カ その他状況に応じた処置をとる

(2) 交通事故の報告は次によるものとし、事故の大小にかかわらず必要な事項については、手帳等に記入し控えておくこと。

ア 事故発生の日時、場所、道路幅員、発生位置

イ 相手の人について

(A) 住所、氏名及び電話番号

(B) 年齢と職業

(C) 負傷の程度、負傷者が手当を受けた病院の住所及び電話番号

ウ 相手の車両について

(A) 車名、年式及び登録番号



- (B) 所有者の住所、氏名及び電話番号
  - (C) 破損した個所とその程度
- エ 事故に対し講じた処置

#### 第22条 (所属営業所への事故連絡)

事故を起こした場合は、速やかに所属営業所の事故担当者又は運行管理者に事故の概要を報告し、その指示を受けなければならない。なお、事故発生地が遠隔地の場合は、所属営業所の事故担当者又は運行管理者に報告後、最寄り営業所の運行管理者の指示を受けることができる。

## 第5章 車両愛護と点検整備

#### 第23条 (車両愛護と点検整備)

乗務員は常に車両愛護に心掛け、円滑な安全運転を行い事故を起こさず適切な点検整備に努め車両寿命の延長に努めなければならない。

- 1 点検整備（注油、給油、締付、洗車手入等）に努める。
- 2 日常点検の確実な実施又はその確認。
- 3 次の場合には重要部分について、日常点検に準じて点検を行う。
  - (1) 運行途中の点検（運行が長時間に及ぶとき、又は車両を乗り換えるとき）
  - (2) 終業後の点検（次の使用に備えて整備を完了するため）
  - (3) 整備関係者と連絡を密にし整備を適切にする。
- 4 運転に際しては特に次のことを励行する。
  - (1) 円滑な安全運転を行う。
  - (2) 車両を乗り換えて運転するときは、前の運転者は後の運転者に車両の状況を詳細に申し継ぎ、また後者は前者の申し継ぎを受け、かつ、確実に運行前点検を行う。

## 第6章 経費節約

#### 第24条 (経費節約)

乗務員は常に経費節約（特に車両修理費、タイヤ、チューブ費、燃料費の節約）に努めなければならない。

- 1 車両修理費節約のため、特に次のことを励行すること。
  - (1) 日常整備を適切に行う。
  - (2) 日常点検を確実に行う。

- (3) 整備関係者との連絡を密にする。
- (4) 円滑な安全運転を行う。
- 2 タイヤ、チューブ費節約のため、特に次のことを励行する。
  - (1) 適正空気圧を保持する。
  - (2) 前後輪タイヤの組み合わせ及び交換を適切に行う。
  - (3) 無茶なスピードで走らない。
  - (4) 円滑な運転を行い、特に発進、旋回、停止を急激に行わない。
- 3 燃料、油脂節約のため、特に次のことを励行すること。
  - (1) 整備（日常整備、日常点検、定期点検整備（整備関係者の実施）等）を適切に行い燃料消費量の少ない車にする。
  - (2) 上手な運転で省燃費に努める。（特に高速度運転、急発進、急加速運転をしない。）
  - (3) 燃料等の給油量受入れに注意し、消費量を明確にする。
  - (4) 無駄な運行は絶対にしない。

## 第7章 乗務員のマナー

### 第25条 （乗務員のマナー）

乗務員は、社の品位と信用を向上させるため、特に次の事柄に努めなければならない。

- 1 社訓をよく理解しその実行に努める。
- 2 接客は親切、丁寧に行う。
  - (1) 対応（面接、電話、文章）は常に親切、丁寧を旨とする。
  - (2) 服装（名札の着用、制服）、態度、言葉使いを正しくする。
- 3 助け合いは良好に業務をする上で大切である。
  - (1) 同一車両の乗務員は互いに理解し協力し合い、思いやりのある助け合いをする。
- 4 清潔、整頓に努め常に仕事がしやすいようにする。
- 5 経費を節約するようたえず創意工夫し実行する。
- 6 不正行為の厳禁
  - (1) 金銭、物品の受渡しは常に確実・迅速に行い証拠を明確にし、公私の別を明らかにする。
- 7 健康と明朗は生活の基礎である。
  - (1) 保健、衛生、休養に努め、常に健康・明朗であることに努めなければならない。
  - (2) 不節制や心配事は病気や事故の基であるから、速やかに解消するよう努力する。

### 附 則

- 1 本規程は、平成30年3月1日より実施する。